

令和9年度 保育施設入園案内



関市健康福祉部子ども家庭課

○保育施設へ入園を希望される方は、次のことをよく読んで申込手続きをしてください。

保育施設を利用するにあたって

保育施設は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者のもとから通わせて保育を行うことを目的とする施設です。児童福祉の観点から、保育を必要とする乳児又は幼児（以下「児童」という。）のために、保護者に代わって養護と教育を一体的に行い、豊かな人間性を育成することを目的としています。

保育施設の利用を希望する方は、教育・保育給付認定を受ける必要がありますが、関市では保育施設利用の申込手続きと認定申請を兼ねています。

入園できる要件

- 1 関市に住んでいる児童
- 2 保育施設での集団生活に支障のない児童
- 3 下記の理由により保育を必要とする認定を受けた児童
（※1号認定希望（認定こども園の教育部分利用希望）の方は除く）

保育を必要とする理由	詳 細
1. 就労	月60時間以上仕事をしているため、児童の保育ができない場合
2. 母親の妊娠・出産	妊娠中であるまたは出産後間もなく、児童の保育ができない場合（原則、出産予定月とその前後2ヶ月の5ヶ月間の認定）
3. 病気等	保護者が病気であったり、心身に障がいがあったりして、児童の保育ができない場合
4. 介護・看護	家庭内に長期にわたる病人や心身の障がい者がおり、常時この者の看護にあたるため、児童の保育ができない場合
5. 災害復旧	火災、風水害、地震などで家を失ったり破損したりしたため、復旧の間、児童の保育ができない場合
6. 求職活動	求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っている場合（3ヶ月間の認定、就労等への変更がなければ原則退園）
7. 就学	学校等に在学している場合
8. 職業訓練	職業訓練を受けている場合
9. 育児休業	保育施設を利用している園児の保護者が育児休業を取得するにあたり、その園児が引き続き保育園を利用することが必要であると認められる場合
10. その他	上記1～9に類するものとして、市長が認める場合

関市の保育施設

関市には、保育園１７園（公立８園・私立９園）と小規模保育事業所１園（私立）、認定こども園４園（私立）があります。おおむね平日８時３０分から１６時３０分までの８時間保育を原則としています。なお、土曜保育については、保護者の就労状況及び保育の必要性から受入れの判断を行っています。

保護者の就労形態の多様化にあわせ乳児保育・延長保育・障がい児保育・一時的保育も行っています。

関市内の保育施設一覧

保育園

施設名	所在地	電話番号	公・私	定員	備考		
					開所時間	一時	バス
富岡保育園	市平賀501-1	0575-22-8259	公	140	7:30~18:00		
田原保育園	西田原1421-1	0575-22-5542	公	140	7:30~19:00		
富野保育園	西神野298-1	0575-29-0203	公	80	7:30~18:00	○	※
南ヶ丘保育園	倉知2916-21	0575-24-0719	公	80	7:30~18:30	○	※
西部保育園	小屋名621-2	0575-28-3340	公	85	7:30~19:00	○	
関保育園	本郷町88-1	0575-22-0313	私	120	7:30~19:15	○	○
安桜保育園	日ノ出町2-44	0575-22-0467	私	90	7:15~19:00	○	○
松溪保育園	前町35-2	0575-22-2262	私	120	7:15~19:00	○	○
中濃保育園	春里町3-3-34	0575-22-2377	私	170	7:00~19:00	○	○
下有知保育園	下有知1521-1	0575-22-3398	私	140	7:00~19:00	○	○
小金田保育園	上白金488-1	0575-28-2223	私	130	7:00~19:00	○	○
倉知保育園	倉知928	0575-22-3498	私	180	7:15~19:00		○
瀬尻保育園	小瀬164-1	0575-22-4227	私	230	7:15~19:00		○
童心保育園	鋳物師屋3-6-24	0575-22-1879	私	130	7:00~19:00	○	○
洞戸保育園	洞戸通元寺78-1	0581-58-2120	公	60	7:30~18:00	○	○
むげがわ保育園	武芸川町谷口1032-1	0575-45-3001	公	170	7:30~19:00	○	○
武儀やまゆり保育園	中之保4680	0575-49-2852	公	100	7:30~19:00	○	○

※富野保育園・南ヶ丘保育園は、今後の施設のあり方について見直しを検討しています。

入園申し込みの際は、子ども家庭課にご確認のうえ、お手続きください。

小規模保育事業所（０～２歳児のみ）

中濃キッズ保育園	春里町3-1-13	0575-24-3000	私	19	7:00~19:00	
----------	-----------	--------------	---	----	------------	--

認定こども園（幼保連携型）

関幼稚園	日ノ出町1-9	0575-22-0941	私	54	7:30~18:30	○	○
あかつき幼稚園	下有知5055-1	0575-24-3588	私	85	7:30~18:30	○	○
旭ヶ丘幼稚園	旭ヶ丘2-1-2	0575-22-4589	私	93	7:30~18:30		○
桐ヶ丘幼稚園	桐ヶ丘2-2	0575-24-0628	私	200	7:30~19:00		○

乳 児 保 育：乳児は身体の発育を考慮し、おおむね6ヶ月以上から保育をしますが、6ヶ月未満の乳児の保育を希望される方はご相談ください。

延 長 保 育：保育認定によって決定された保育時間を超えた分については延長保育となります。（延長料金：1回1時間100円）

障がい児保育：通園ができ、集団保育になじむ児童を対象に、すべての保育園が受け入れています。子どもの発達段階を考慮した適切な保育を考えます。

教育・保育給付認定と保育時間

保育施設を利用するには、教育・保育給付認定を受ける必要があります。

また、認定内容によって保育施設の利用時間が異なります。

○教育・保育給付認定について

認定区分		対象児童
教育認定	1号認定	満3歳以上で、2号認定以外の児童（保育を必要とする理由を要しません） ※主に認定こども園の教育部分の利用を希望する方
保育認定	2号認定	満3歳以上で、保護者の就労等で保育の必要性がある児童 ※主に保育園や認定こども園の保育部分の利用を希望する方
	3号認定	満3歳未満で、保護者の就労等で保育の必要性がある児童 ※主に保育園や認定こども園の保育部分の利用を希望する方

○保育時間について

保育時間は「教育標準時間」・「保育短時間」・「保育標準時間」に分けられます。認定を受けた各時間を超えて利用する場合、延長保育の扱いとなり延長料金が発生します。

1号認定	【教育標準時間】 施設が定める1日4時間程度の利用時間
2号認定	【保育短時間】 施設が定める8時間以内の利用時間 関幼稚園は9時00分～17時00分 あかつき幼稚園・旭ヶ丘幼稚園は8時00分～16時00分 その他の市内保育園・桐が丘幼稚園は8時30分～16時30分
3号認定	【保育標準時間】 各施設の開所時間から最大11時間まで ※保護者の就労時間等に応じて保育標準時間の範囲内で利用時間を設定していただきます。

入園申込みの手続き

申込書に必要事項を記入し、就労証明書など必要書類と一緒に市役所子ども家庭課または各地域事務所（西部支所は除く）へ提出してください。申込書はできるだけ保護者もしくは家庭の状況の詳細を説明できる方が持参してください。（※記入もれ及び必要書類の提出がない場合は、受付できない場合があります。）

申込書は児童1人につき1枚必要です。きょうだい入所の場合、就労証明書等は1部で可能です。

年度当初（4月）入園の申込受付

令和9年4月入園の受付は、令和8年10月中（平日の8:30～17:15）に子ども家庭課または各地域事務所（西部支所は除く）にて行います。また、下記の日程で保育施設での出張受付も実施しています。

10月中に受付に来ることができない方は、子ども家庭課までご相談ください。

10月受付で定員に達しなかった保育施設について、令和9年1月12日から入園受付を再開します。

【令和9年4月入園の出張受付日程表】（10月）

施設名	受付日	受付時間	施設名	受付日	受付時間
安桜保育園	5日 月	9:00～10:30	下有知保育園	9日 金	9:00～10:30
田原保育園	5日 月	14:00～16:30	小金田保育園	9日 金	14:00～16:30
関保育園	6日 火	9:00～10:30	松溪保育園	13日 火	14:00～16:30
倉知保育園	6日 火	14:00～16:30	西部保育園	14日 水	14:00～16:30
認定こども園桐が丘幼稚園	7日 水	9:00～10:30	瀬尻保育園	15日 木	14:00～16:30
富岡保育園	7日 水	14:00～16:30	認定こども園関幼稚園	16日 金	9:00～10:30
認定こども園あかつき幼稚園	8日 木	9:00～10:30	認定こども園旭ヶ丘幼稚園	19日 月	9:00～10:30
中濃保育園	8日 木	14:00～16:30	童心保育園	22日 木	14:00～16:30

※洞戸、むげがわ、武儀やまゆり保育園については出張受付を実施しません。

各地域事務所でのみ受付を行います。

※中濃キッズ保育園については、中濃保育園の出張受付で併せて受付を行います。

年度途中（5月以降）入園の申込受付

年度途中の入園も受付しています。原則として各月1日からの入園となります。

ただし、各保育施設の空き状況により入園できない場合もありますので、関市のホームページで空き状況を確認したうえで、原則入園希望月の前月1日から前月15日（休日の場合は前平日）までに子ども家庭課・各地域事務所へ必要書類を提出してください。

入園に必要な書類

教育・保育給付認定及び保育料等を決定するために次の書類が必要になります。該当する書類はすべて提出してください。未提出の書類がある場合、入園が取消しになることがありますのでご注意ください。

下記以外の書類の提出が必要な方は別途個別でご案内します。

○必要な書類

	提出書類
1	施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書 ※入園を希望する児童1人につき1枚必要です。 ※父・母・入園を希望する児童の個人番号（マイナンバー）を記入してください。
2	就労証明書【働いている場合】／家族の状況証明書【働いていない場合】（父・母の分） ※就労以外の方は理由に応じて必要書類を添付してください。 ※兄弟姉妹同時申込の場合は、父・母各1部ずつで結構です。 ※父・母以外の同居する方の証明書の提出をお願いする場合があります。
3	納付誓約書
4	アレルギー等確認票

○該当する方が必要な書類

	該当世帯	提出書類
5	ひとり親世帯	児童扶養手当証書の写し 母子家庭等福祉医療受給者証の写し または 父子家庭福祉医療受給者証の写し
6	児童本人または同居家族が障がいを持っている世帯	障がいを持っている方の療育手帳、身体障害者手帳等の写し
7	父・母及び同居の祖父母で、令和8年1月1日時点の住所が関市以外の方（※1、2）	令和8年度「所得課税証明書」 ・令和8年1月1日時点の住所地で取得してください。
8	自営業を営む方	確定申告書の写し 営業許可証の写し 個人事業の開廃業等届出書の写し 等

※1 既に関市に住民票があり、申込書にマイナンバーを記入された場合は原則提出不要です。

※2 未申告の方は必ず住民税申告をしてください。

令和8年10月6日

保護者氏名

関 一郎

岐阜県関市長 様

※保護者は、生計の中心者の氏名を記入してください。

申請に係る 小学校就学前 子ども	氏 名 (ふりがな) せき たろう 関 太郎	生年月日 個人番号 H (R) 5 年 4 月 12 日 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	性別 男 女 男	障害者手帳の有無 有 ・ 無	
	保護者 住所・連絡先	(住所) 岐阜県関市 若草通3丁目1番地 (連絡先) 090-3131-3131 (父) ・ 090-1234-5678 (母)			
	認定証番号	注)既に給付認定を受けている場合に記入して下さい。			
保育の希望の有無(※)	☒ 保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合(幼稚園等と併願の場合を含む) 無: 幼稚園等の利用を希望する場合(保育所等と併願の場合を除く)				

(※)

- 「保育所等」とは、保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。(以下同じ)
- 「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園(教育部分)をいいます。
- 「有」を○で囲んだ場合は①～④に、「無」を○で囲んだ場合は①、②及び④に必要事項を記入して下さい。

①世帯の状況

※世帯員が障害者手帳を取得している場合は、備考欄に記入してください。

区 分	氏 名 (ふりがな) せき いちろう 関 一郎	子どもとの続柄 父	生年月日 性別 個人番号 T (S) H・R 62 年 7 月 27 日 男 女 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	職 業 又は 学校名等 会社員	前年度分 (当年度分) 市町村民税 課税の有無 有 無	備考				
			(ふりがな) せき はなこ 関 花子				母	T・S (H) R 1 年 5 月 10 日 男 女 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4	パート	有 無
			(ふりがな) せき さくらこ 関 桜子				姉	T・S (H) R 30 年 8 月 20 日 男 女 〇〇小学校	有 無	
			(ふりがな) せき だいすけ 関 大介				祖父	T (S) H・R 26 年 1 月 28 日 男 女 無職	有 無	手帳有
			(ふりがな)					T・S・H・R 年 月 日 男・女 有・無		
			生活保護の適用の有無				適用無し ・ 適用有り (年 月 日保護開始)			

②利用を希望する期間、希望する施設(事業所)名

利用希望期間	令和9年4月1日から 令和12年3月31日まで		
利用を希望する 施設(事業者)名	施設(事業者)名・希望理由		事業所番号*
	第1希望 □□保育園 (理由)	☒ 自宅付近 ☐ 職場付近 ☐ 通路経路 ☐ 兄弟入所 ☐ 延長休日 ☐ その他()	
	第2希望 △△保育園 (理由)	☒ 自宅付近 ☐ 職場付近 ☐ 通路経路 ☐ 兄弟入所 ☐ 延長休日 ☐ その他()	
	第3希望 ○〇保育園 (理由)	☐ 自宅付近 ☒ 職場付近 ☐ 通路経路 ☐ 兄弟入所 ☐ 延長休日 ☐ その他()	

- 「記入上の注意」をよく読んでから記入して下さい。＊印の欄は市町村記入欄ですので、記入する必要はありません。
○ 字は楷書ではっきりと書いて下さい。

③保育の利用を必要とする理由等

注) 保護者の労働又は疾病等の理由により保育所等において保育の利用を希望する場合は記入して下さい。

裏面

保育の利用を必要とする理由	続柄	必要とする理由	備考
	父	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他() (具体的な状況(勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など))	
家庭の状況	母	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他() (具体的な状況(勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など))	
	家庭の状況 ☐ ひとり親家庭 ・ ☒ 左記以外		
希望する 利用時間	利用曜日		利用時間
	月 曜日から 金 曜日まで		8:30 から 16:30 まで

④税情報等の提供に当たっての署名欄

市町村が施設型給付費・地域型保育給付費等の給付認定に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報を閲覧すること。また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

保護者氏名

関 一郎

1号認定希望の場合は「③保育の利用を必要とする理由等」は空欄で構いません。

入園決定及び保育料について

1 入園決定等について

年度当初入園分については、1月上旬までに入園の決定をお知らせする内定通知書を送付します。転入予定者は関市への転入が確認できた後に送付します。

ただし、保育施設の定員等の事情及び健康の状態や障がいの程度によっては利用の調整や他の保育施設へのあっせんを行う場合があります。（保育の必要度などを考慮して、順次決定します。）

2 保育料（利用者負担額）について

(1) 3～5歳児（年少～年長クラス）の保育料は無償です。ただし、延長保育料、バス代、行事費等は、保護者の負担となりますので、ご注意ください。

(2) 0～2歳児（未満児クラス）の保育料は児童の属する世帯の市民税所得割に基づいて算定します。毎年9月に利用者負担額の算定基準となる年度の切り替えがあります。関市では保育料を国基準の50～65%で定めています。

※同一世帯に18歳未満の兄・姉がいる場合は、保育料が無償になります。

期 間	算定基準
令和9年4月から令和9年8月まで	令和8年度市民税所得割額
令和9年9月から令和10年3月まで	令和9年度市民税所得割額

(3) 保育料の決定については、父、母、その他の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る）の市民税額を合算し階層（負担能力の区分）を認定し、基準額表によって保育料が決定され、4月中旬までにお知らせします。

① 原則として父及び母の市民税額の合計で保育料を決定しますが、同居世帯（世帯分離含む）についての「家計の主宰者」の範囲は同居の祖父（母）までとし、父母（ひとり親世帯含む）の合計収入が所得税非課税相当額を超えていない場合は祖父（母）いずれかの最多収入者を「家計の主宰者」とし、その市民税額を合算します。

また、保育の対象となる児童を扶養親族として申告している方の税額も合算して判断します。自営業については、世帯員のひとりが自営主で、他の世帯員が専従者となる個人事業の場合は、父母の他に家計の主宰者である祖父（母）いずれかの最多収入者の税額も合算し判断します。

② 保育料は入園した年度初日の満年齢で決定します。年度途中で年齢が変わっても当該年度の保育料の変更はありません。（年度ごとの保育料見直しは行います。）

③ 階層（保育料）を認定する場合の市民税は、住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税額控除等の特別控除の適用はありません。

④ 年度途中において、市民税申告、修正申告等をされた方は、保育料が変更になる場合があります。再計算を希望される場合は、ご連絡ください。

⑤ 市民税等が未申告の場合、暫定措置として保育料を最高額で徴収させていただきますので、ご注意ください。

⑥ ひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯は、一定の所得に達していない場合には保育料が減額となりますので、お申し出ください。

- (4) 保育料の納入方法は、口座振替とさせていただきます。入園希望者は金融機関へ「口座振替依頼書」を提出してください。口座は依頼書に記載の取扱金融機関に限ります。引落日は毎月末日（12月は12月25日）ですが、引落日が土曜・日曜・祝日の場合は、翌営業日（平日）となります。ただし、小規模保育事業所、認定こども園については、園へ直接納入となります。※令和8年1月から、webでの口座振替申請（休日でも申請可能）ができるようになりました。

3 給食費について

3～5歳児（年少～年長クラス）の給食費は月額5,700円を上限に、関市が給食費を補助します。給食費が上限を超える場合は、給食費の一部は保護者の負担となります。納入方法については、各施設にお問い合わせください。

そ の 他

- 1 入園後において、申込時の状況（保育の利用時間等）に変更がある場合は、変更となる月の前月15日までに、変更届を子ども家庭課または各地域事務所へ提出してください。
また、転出等の理由により保育施設を退園される場合は、退園される日の10日前までに、退園届を子ども家庭課または各地域事務所へ必ず提出してください。（市外へ転出された方は、保育園の利用を継続できません。）
- 2 一部の保育施設で一時的保育を行っています（「関市内の保育施設一覧」参照）。一時的保育とは、保護者の都合（就労、出産、冠婚葬祭等）により緊急・一時的に保育を必要とする児童に対する保育です。ただし、保育施設に通っている児童は利用できません。
一時的保育の利用可能日数は1ヶ月につき12日以内です。詳細は子ども家庭課までお問い合わせください。
- 3 各施設の紹介や関市の子育て支援に関する情報は、関市のホームページに掲載していますのでご参照ください。

お 問 合 せ 先

☐	関市役所子ども家庭課保育係	
	〒501-3894 関市若草通3丁目1番地	TEL0575-23-8965
☐	関市洞戸事務所住民福祉係	
	〒501-2892 関市洞戸市場294番地5	TEL0581-58-2111
☐	関市板取事務所住民福祉係	
	〒501-2901 関市板取1643番地17	TEL0581-57-2111
☐	関市武芸川事務所住民福祉係	
	〒501-2695 関市武芸川町八幡1446番地1	TEL0575-46-2311
☐	関市武儀事務所住民福祉係	
	〒501-3511 関市中之保5696番地1	TEL0575-49-2121
☐	関市上之保事務所住民福祉係	
	〒501-3601 関市上之保15019番地	TEL0575-47-2001